

議案第 25 号

石岡市行政手続条例等の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市行政手続条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「行政不服審査法」の全部改正等に伴い、当該法令の用語を引用している条例の用語等を改正するため。

改 正 要 綱

- 1 「審査請求」等の用語の整理を行うこと。
- 2 情報公開請求，個人情報開示等請求に対する決定等に関し，審理員による審理手続規定の適用除外を定めること。

石岡市行政手続条例等の一部を改正する条例

(石岡市行政手続条例の一部改正)

第1条 石岡市行政手続条例（平成17年石岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「，異議申立て」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(石岡市情報公開条例の一部改正)

第2条 石岡市情報公開条例（平成17年石岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第12条の2 前条の審査請求については、行政不服審査法第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

第13条第1項中「前条」を「第12条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(石岡市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 石岡市個人情報保護条例（平成17年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「決定又は開示請求等に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定後」を「裁決後」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第22条の2 前条の審査請求については、行政不服審査法第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

第23条第1項中「前条」を「第22条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（石岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 石岡市固定資産評価審査委員会条例（平成17年石岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条

第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

（石岡市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第6条 石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。